



# 宮 崎 県 公 報

令和4年5月19日(木曜日) 第307号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号  
の区域を定める規則の一部を改正する規則……(中調・地域課) 1

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( “ ) 2
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………( “ ) 2
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定……………( “ ) 3

### 公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出(2件)……( “ ) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出……………( “ ) 4
- 土地改良区の定款変更の認可(4件)……………( “ ) 4
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可(2件)……………( “ ) 5
- 県営土地改良事業計画の策定(2件)……………( “ ) 5
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 5
- 入札公告……………5
- 労働委員会告示**
- 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲……………6
- 選挙管理委員会告示**
- 政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出……………7
- 資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出……………9
- 政治資金規正法第17条第2項の適用団体の公表……………10

## 規 則

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第30号

#### 宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則(平成23年宮崎県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県中山間地域振興条例(平成23年宮崎県条例第20号)第2条第1項第6号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 都城市のうち、昭和25年2月1日における北諸県郡西岳村及び中郷村並びに平成17年2月1日における北諸県郡山田町 (3)~(7) [略]	宮崎県中山間地域振興条例(平成23年宮崎県条例第20号)第2条第1項第6号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。 (1) [略] (2) 都城市のうち、昭和25年2月1日における北諸県郡西岳村及び中郷村 (3)~(7) [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宮崎県中山間地域振興条例第2条第1項第6号の区域を定める規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

## 告 示

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和4年5月19日

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
三股マリンバ薬局	三股町	薬局	令和4年5月1日

まいづる訪問看護リハビリステーション	高鍋町	訪問看護	令和 4 年 5 月 1 日
--------------------	-----	------	----------------

**宮崎県告示第 339号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 4 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
海老原総合病院	高鍋町	精神通院医療	令和 4 年 5 月 1 日
オハナ薬局	宮崎市	薬局	令和 4 年 5 月 1 日
まいづる訪問看護リハビリステーション	高鍋町	訪問看護	令和 4 年 5 月 1 日

**宮崎県告示第 340号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 4 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市大字塩見字久道ヶ奥 13383-2、13388-1、13390、13390-乙、13391、13392-1
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 341号**

保安林の指定施業要件の変更（令和 4 年農林水産省告示第 677号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は村の村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 4 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
  - (1) 宮崎市役所  
川野道雄
  - (2) 都城市役所

益留義春、鬼束チカノ、高崎信用販売購買利用組合、坂元文夫、椎屋喜吉、平野泰春、木藤吉造、原口静雄

- (3) 椎葉村役場  
右田武信

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 4 年農林水産省告示第 677号によること。

**宮崎県告示第 342号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 5 月 19 日から同年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字松ノ平4750番1地先から同郡同町同大字同字4750番8地先まで	旧	19.6～34.5	118.8
				新	19.6～52.6	118.8

**宮崎県告示第 343号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 5 月 19 日から同年 6 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
122	県道	古江丸市尾線	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番5地先から同市同町同字3414番5地先まで	旧	14.0～26.4	40.0
				新	24.9～31.9	40.0

**宮崎県告示第 344号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月19日から同年6月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	265号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字松ノ平4750番1地先から同郡同町同大字同字4750番8地先まで	令和4年5月19日

#### 宮崎県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月19日から同年6月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
122	県道	古江丸市尾線	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番5地先から同市同町同字3414番5地先まで	令和4年5月19日

#### 宮崎県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月19日から同年6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字下福良字横野	令和4年5月19日

2120番1地先から同郡同村同大字同字2120番1地先まで

#### 宮崎県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年5月19日から同年6月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

##### 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字松ノ平4750番1地先から同郡同町同大字同字4750番8地先まで

##### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

##### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

##### 4 占用の制限の開始の期日

令和4年6月3日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、石山土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役名	氏名	住所
理事	宮戸信幸	都城市高城町石山1028番地

（任期：令和5年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

##### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	馬 場 通	都城市高城町石山1068番地 1

(任期：令和5年4月30日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	諏 訪 幸 雄	都城市高城町石山2708番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藏 元 芳 博	都城市高崎町縄瀬2811番地 1
理 事	東 光 義	都城市高崎町江平2405番地 1
理 事	川 崎 健 一	都城市高崎町大牟田76番地
理 事	坂 元 伸 一	都城市高崎町大牟田4559番地
理 事	小 野 籍 雄	都城市高崎町東霧島 316番地
理 事	吉 國 晃	都城市高崎町大牟田1218番地 1
理 事	大 丸 一 郎	都城市高崎町大牟田2133番地 1
理 事	河内山 健 一	都城市高崎町東霧島2064番地 3
理 事	上 原 節 雄	都城市高崎町縄瀬 341番地 2
理 事	古 川 龍 二	都城市高崎町縄瀬1484番地 9
理 事	竹 元 晃	都城市高崎町笛水 122番地 2
理 事	奥 田 順 一	都城市高崎町大牟田 542番地 3
理 事	藤 枝 明 光	都城市高崎町縄瀬3443番地
監 事	岩 崎 善 典	都城市高崎町大牟田1152番地10
監 事	池 田 修	都城市高崎町江平2371番地
監 事	寺 山 宏 幸	小林市野尻町東麓1449番地10

(任期：令和8年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 善 典	都城市高崎町大牟田1152番地10
理 事	松 迫 初 郎	都城市高崎町大牟田 72002番地 3
理 事	川 崎 健 一	都城市高崎町大牟田76番地
理 事	坂 元 伸 一	都城市高崎町大牟田4559番地
理 事	小 野 籍 雄	都城市高崎町東霧島 316番地
理 事	黒 木 拓 郎	都城市高崎町大牟田2302番地
理 事	江 藤 政 直	都城市高崎町縄瀬39番地23
理 事	福 重 算 敏	都城市高崎町縄瀬 781番地
理 事	藏 元 芳 博	都城市高崎町縄瀬2811番地 1
理 事	山 崎 利 治	都城市高崎町笛水 302番地
理 事	栢 木 邦 男	都城市高崎町前田5060番地 1
理 事	藤 枝 明 光	都城市高崎町縄瀬3443番地
理 事	東 光 義	都城市高崎町江平2405番地 1
監 事	有 村 克 巳	都城市高崎町縄瀬4083番地 2
監 事	池 田 修	都城市高崎町江平2371番地
監 事	岡 元 洋 一	都城市高崎町大牟田 798番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岩 崎 透	都城市姫城町 6 街区21号
理 事	西 村 尚 彦	北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、樺山土地改良区（三股町）から令和4年4月4日付けで申請のあ

った定款の変更を認可した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、山新土地改良区(三股町)から令和4年4月4日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長田土地改良区(三股町)から令和4年4月4日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高原高千穂土地改良区(高原町)から令和4年3月29日付けて申請のあった定款の変更を認可した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、堤土地改良区(小林市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴土地改良区(川南町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、沖田第2地区県営土地改良事業(延岡市、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年5月19日から令和4年6月16日まで

3 縦覧場所

延岡市役所農林水産部総合農政課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、

この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、新田西地区県営土地改良事業(新富町、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年5月19日から令和4年6月16日まで

3 縦覧場所

新富町役場農地管理課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
えびの市大字東川北字有ヶ迫 1098番12、1094番、1095番、1096番、1097番2、1098番1、1098番2、1098番3、1094番4の一部、1119番3	えびの市大字岡松 445番地2 昭南ハイテックス株式会社

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年5月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 内燃機関実験装置一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和5年3月25日

(4) 納入場所 宮崎県立宮崎海洋高等学校

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和4年6月21日までに下記4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
(2) 申請書類の受付期間 令和4年5月19日から令和4年5月30日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
(2) 期間 令和4年5月19日から令和4年6月28日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
(2) 交付期間 令和4年5月19日から令和4年6月21日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
(2) 提出期限 令和4年6月28日午前10時(送付にあっては、令和4年6月27日午後5時必着)
(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

7 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
(2) 日時 令和4年6月28日午前10時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of goods and/or services required: Internal Combustion Engine for Experimentation and Testing
(2) Time limit for tender:10:00 a.m.28 June ,2022
(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division,Treasury Bureau,Miyazaki Prefectural Government,Tachibanadori Higashi 2-10-1, Miyazaki City,Miyazaki Prefecture,Japan. 880-8501 TEL:0985-26-7208

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

令和4年5月19日

宮崎県労働委員会会長 山崎 真一郎

1 地方公営企業等の名称

宮崎県病院局

2 組合の名称又は表示

宮崎県病院局職員労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

Table with 2 columns: 勤務箇所 (Job Location) and 職名 (Job Title). Rows include: 本庁 (Main Office) with various management positions; 県立宮崎病院 (Miyazaki Prefectural Hospital), 県立日南病院 (Ninohara Prefectural Hospital), and 県立延岡病院 (Nobeoka Prefectural Hospital) with their respective department heads.

備考 本庁の項中「経営管理課の主幹又は副主幹」とは、人事・管理、財務の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「経営管理課県立病院整備推進室の主幹又は副主幹」とは、システム・施設の事務を掌理する主幹又は副主幹をいい、「人事・管理

の事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事」とは、人事・管理についてその企画に関する事務に従事する副主幹、主査、主任主事及び主事をいう。

## 4 認定年月日

令和4年5月9日

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

## 1 設立届

## ○政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
国民民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	黒木章光	下田英樹	延岡市中町2-2-20	参議院議員	○	令和4年3月15日
立憲民主党宮崎県参議院選挙区第1総支部	黒田奈々	山内佳菜子	宮崎市橋通西5丁目5-19	参議院議員	○	令和4年3月16日

## ○その他の政治団体

(ハ) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類 (第2号)	届出年月日
黒木章光後援会	黒木章光	黒木美幸	日向市鶴町2丁目2-6	参議院議員	黒木章光 参議院議員	令和4年3月7日
なないろの明日をつくる会	黒田奈々	山内佳菜子	宮崎市橋通西5丁目5-19	参議院議員	黒田奈々 参議院議員	令和4年4月12日

(ニ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いき秀光後援会	壺岐秀光	長友隆男	西都市大字清水1116番地	令和4年3月10日
田中豊和後援会	富田英明	田中律子	東臼杵郡門川町宮ヶ原2丁目71番地	令和4年3月16日
宮野恵後援会	隈部義春	川田稲穂	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所8410	令和4年3月18日
浜砂いわお後援会	本部喜生	那須英世	西都市大字調殿 242-1	令和4年3月24日
田尻敏行後援会	田尻敏行	田尻敏行	宮崎市南高松町6-26 2F	令和4年3月25日
橋口登志郎後援会	橋口登志郎	橋口さとみ	西都市大字右松2947番地	令和4年3月25日
ホリケン後援会	堀研二郎	堀三千代	小林市細野 452	令和4年3月28日
宮崎経済研究会	戸敷正	松本嗣夫	宮崎市鶴島二丁目12番21号	令和4年3月28日
後藤まさひろ後援会	後藤正弘	島子千恵	児湯郡高鍋町大字上江6219番地3	令和4年3月29日
河野かつたけ後援会	河野克武	河野武嗣	宮崎市大字内海5387番地1	令和4年4月1日

永山としろう後援会	森 重 政 名	山之内 則 道	都城市北原町4-2	令和4年4月7日
山内和憲後援会	内 畑 勝 義	有 田 枝 梨 子	都城市高崎町大牟田1952-2	令和4年4月11日
中岡延之後援会	中 岡 延 之	中 岡 延 之	児湯郡高鍋町大字上江7618	令和4年4月26日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党高千穂支部	坂 本 弘 明	主たる事務所の所在地	西臼杵郡高千穂町大字向山1848	西臼杵郡高千穂町大字下野 314-2	令和3年10月1日
		代 表 者	坂 本 弘 明	工 藤 博 志	
		会 計 責 任 者	本 願 和 茂	坂 本 弘 明	
立憲民主党宮崎県第1区総支部	渡 辺 創	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西5丁目5-19	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	令和4年3月1日
		会 計 責 任 者	上 沖 篤 史	蔵 坪 伸 英	
立憲民主党宮崎県総支部連合会	渡 辺 創	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西5丁目5-19	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	令和4年3月1日
		会 計 責 任 者	富 井 寿 一	蔵 坪 伸 英	
国民民主党宮崎県総支部連合会	長 友 慎 治	代 表 者	長 友 慎 治	田 口 雄 二	令和4年3月20日
		会 計 責 任 者	田 村 吉 宏	下 田 英 樹	
自由民主党串間支部	武 田 浩 一	代 表 者	武 田 浩 一	門 田 国 光	令和4年3月23日
自由民主党宮崎県宮崎市第三支部	野 崎 幸 士	会 計 責 任 者	田 代 孝 尚	和 田 俊 彦	令和4年3月28日
自由民主党諸塚村支部	中 田 政 雄	会 計 責 任 者	甲 斐 光 徳	黒 木 聖 士	令和4年3月30日
自由民主党宮崎県港湾支部	長谷川 明 正	会 計 責 任 者	押 川 定 生	野 田 和 彦	令和4年4月1日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
ボトムアップ宮崎	富 井 寿 一	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西5丁目5-19	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	令和4年3月1日
創歩会	渡 辺 創	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西5丁目6-8 702	宮崎市花ヶ島町観音免 932-11	令和4年3月1日
		会 計 責 任 者	谷 口 浩 太 郎	蔵 坪 伸 英	
きたぞの一正後援会	東 脇 勇 二	代 表 者	東 脇 勇 二	東 脇 正	令和4年3月7日
宮崎県社会保険労務士政治連盟	橋 口 剛 和	会 計 責 任 者	酒 井 春 江	橋 口 剛 和	令和3年6月18日
宮崎県中古自動車販売政治連盟	平 山 学	代 表 者	平 山 学	黒 木 嘉 興	令和3年5月24日
		会 計 責 任 者	渡 邊 隆 二	染 矢 俊 明	
森けんじ後援会	竹ノ上 洋 一	会 計 責 任 者	森 賢 治	川 俣 雄 二	令和4年3月28日



山内かなこ後援会	山内 佳菜子	主たる事務所の所在地	宮崎市橘通西5-5-19	宮崎市花ヶ島町観音免 9 32-11	令和4年 3月31日
日本遺族政治連盟宮崎県本部	関谷 忠	会計責任者	鎌田 伸次	伊井 康雄	令和4年 4月1日
社会民主主義フォーラムみやざき	岩切 達哉	会計責任者	工藤 高久	山之内 則道	令和4年 4月1日
延岡地区建設業政治連盟	木村 健一	会計責任者	甲斐 俊二	甲斐 睦央	令和4年 4月1日
脇谷のりこ後援会	前田 典子	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	令和4年 1月1日
自治推進研究会	野地 一行	会計責任者	蔵本 聡	工藤 高久	令和4年 4月11日

## 3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
椎葉晃充後援会	椎 葉 淨 信	令和3年7月6日
福島勝郎後援会	森 重 政 名	令和4年1月10日
かみさか月夫後援会	廣 瀬 忠 志	令和4年1月31日
優俊会	野 崎 伸 一	令和4年2月28日
大野まさひろ後援会	那 須 澄 夫	令和4年3月1日
小西たかひで後援会	小 西 尊 秀	令和4年3月8日
きたぞの一正後援会	東 脇 勇 二	令和4年3月9日
向井よしみ後援会	青 山 辰 男	令和4年3月15日
豊穰会	青 山 辰 男	令和4年3月15日
みのる会	小 田 道 夫	令和4年3月15日
とじき正後援会	武 田 新 一	令和4年3月28日
正友会	川 越 宏 樹	令和4年3月29日
大浦覚後援会	大 浦 覚	令和4年3月30日
曾我部貴博後援会	曾我部 貴 博	令和4年3月30日
西都創政会	佐々木 富 男	令和4年4月21日
西都を考える会	横 山 正 和	令和4年4月21日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

## 1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
黒木 章 光	参議院議員	黒木章光後援会	日向市鶴町2丁目2-6	令和4年3月7日
堀 研二郎	小林市議会議員	ホリケン後援会	小林市細野 452	令和4年3月28日
黒田 奈々	参議院議員	なないろの明日をつくる会	宮崎市橘通西5丁目5-19	令和4年4月12日

## 2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
前 田 典 子	脇谷のりこ後援会	公職の種類	県議会議員	衆議院議員	令和4年1月1日
渡 辺 創	創歩会	主たる事務所の所在地	宮崎市橋通西5丁目6-8 702号	宮崎市花ヶ島町観音免 9 32-11	令和4年3月1日

3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大 浦 覚	大浦覚後援会	令和4年3月30日
曾我部 貴 博	曾我部貴博後援会	令和4年3月30日

宮崎県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以降における政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体は、次のとおりである。

令和4年5月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

政治資金規正法第17条第2項の適用団体

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
全日本同和対策評議会・新興会	藪 田 藤次郎	藪 田 敦 子	えびの市大字榎田 583番地22
ディベート・com日本のせんたく	長 友 和 寛	長 友 裕 一	宮崎市天満10-2 ロイヤル天満 102号